## 新型コロナウイルス感染症 (パラナ州による制限措置の延長:夜間外出制限など)

## 2020年12月29日

〈ポイント〉

12月28日、パラナ州政府は新型コロナウイルス感染症への対策として、夜間の外出等を規制する政令の効力を10日間延長する旨決定しました。

## 〈本文〉

- •12月28日、パラナ州政府は州内の感染拡大にかんがみて、12月3日付けで発出された 夜間外出等を制限する政令(6294号)の効力を12月28日から更に10日間延長する旨 規定した政令を発出しました。
- ●当該政令による制限措置の主な内容は以下のとおりです。
- 1 23時~翌5時までの不要不急の外出を制限する(12月31日23時~1月1日5時の時間帯を除く)。
- 2 10人以上(14歳以下の子どもの人数は除く)の集会・懇親会などの実施禁止。
- 3 23時~翌5時までの公共スペースにおけるアルコール飲料の消費及び販売禁止(12月31日23時~1月1日5時の時間帯を除く)。
- 4 宗教関連行事については、州保健当局が別途定める感染予防措置の遵守を条件として実施可とする。
- ●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認 ください。

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

http://www.coronavirus.pr.gov.br/Campanha#

(間い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

-電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp